（郵便物認可）　（本號六面）　明治二十三年五月十三日　（毛氣金二錢）

# 時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千六百五十三號　火曜日
明治廿三年五月十三日
舊曆庚寅三月廿五日（甲午）
日出午前四時三十九分　入午後六時三十六分
月出午後一時三十八分　入午後零時二分
鳥巣午後零時零二分
（西曆一千八百九十年）

時事新報定價
時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社より直接に郵便にて郵送するものに限り右定價の外に一箇月十五錢の郵送料を申受く

時事新報廣告料前金

| | 一行五號活字廿四字詰 | 一行ニ付 | 一日限 | 二日以上六日迄 | 七日以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 一行 | 十二錢 | 十一錢 | 十錢 | 十錢五厘 |

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼附する郵便印紙の代價を申受く可し

## 時事新報

### 商業上の國是、英吉利の事例

我日本國にては商業立國と覺悟して我開港場を東洋貿易の中心と爲さゞる可らずとして先づ其地理は如何と云ふに歐洲文明の國々とは一萬英里内外の遠路を隔て近時汽船の速達を以てするも尚一箇月半を片道に費すやうの次第にして此一點に於ては大に失望せざるを得ずと雖も近く亞細亞大陸に接して西南、南洋群嶋と濱洲とを去ること遠からずバマナ運河は一昨年末財用不給の故を以て一時工事を中止したれども巨萬の資本を費して成功旦夕に迫りあから永く打ち棄て置く可きにも非ざれば早晩調度の法を得てレセップ氏の初志を果す者あるは數の親やすき所にして今後一日同運河の成業を告ぐるあらばもあらば米國の東岸より又歐洲諸國より運河を通りて太平洋に出で東洋に來航する船舶は順路我國に立ち寄らざるを得ず時に濱洲の如きは新開繁盛の地方にして往時英國の威る事者は英國の狹小にして且つ不陽氣なるを以て行く〳〵國を濱洲に遷す可し云々の說を爲したる程にして有識先見の士は皆な濱洲に移住すると大なれども其位置の我れと通商するに便なるを考慮あれ今後一層兩國の交通を密にし商賣上の友國として互に相結托すれば雙方共に利すると決して少なからざる可し然るに我國を中心として北西、露國朝鮮より支那の東岸に線を引き西南は濱洲南洋諸嶋、又東南は南亞米利加、夫れより北米合衆國、漸く北して加那太領に掛け往來便利の線を引くときは周圍の貿易線は中央ある我日本國に集まりて寂然貿易の中心たるを得べく且つ又歐洲諸國へは距離遠より近らざれども愛に貿易上より見て大に賴む可きものありと申すは我國は東洋の樞要にして歐洲より來東する商船は其最終點として我國を目指す者多きが故に其距離比較的なれば貨物の運賃少なきと是れなり今英國より海峽殖民地（新嘉坡一帶の地を指す）支那日本間ひの汽船運賃表を見るに日本と英國との地理距離は最も大なるにも拘はらず運賃は海峽殖民地迄に等陸上海路と同樣にして割合に便利を得るものと云ふ可し左れば貿易本國は其地理上に於ては東洋貿易の中心たるに相違なきを考へ中心たらんとすれば之れに相當する其けの準備を爲さゞる可らず即ち商船碼頭を設置して如何なる大船も機福に寄りて輕便に荷物を陸上することを得せしめ又倉庫の安直にして且つ安全ある倉庫を設け船渠も充分に整ふて船の繫綱に便利を與へ東洋を通行する商船が商賣上の計算に於て自然日本に輻輳するやう夫れ〳〵の道具立を用意せざる可らず扨その道具立の一項として船港の事を挙けんに我國を東洋貿易の中心たらしめんとするの覺悟を以て横濱築港費を補助倫敦リヴァプールと云ふが如く廣大なる貿易事業を容れて差支なきやうの場所を定ざる可らず今日の處にては横濱神戸の二港場、東京大坂に接近するの故を以て五港中最盛の勢を呈すれども神戸と云ひ横濱と云ひ後來大規模の貿易事業を容るゝに適するの地なる可きや我國開港の當初には擯夷の輿論喧しくして物情穏あらざるが爲め東京大坂を打ち開て居留地開港場と爲すべき能はず即ち神戸村横濱村を以て一時其場を間に合せたるとならんと雖も時と金とを費して今後此兩府ゝ船港し横濱と云はず神戸と云はず東京大坂を以て東洋貿易の要港と爲すと能はざる可きや政府は米國より返還したる下ノ關償金七十萬圓を以て横濱築港費を補助する由あれば東京灣築港の事は全く之を斷念して横濱を港場と爲すの意なるや凡そ築港論の如き實地土工家の測定を經て始めて其利害を論ず可き者にして何の處を以て永久の貿易中心場と爲す可きや其は當局者の研究に任じ兎に角大規模の築港は一朝一夕の辨ず可き所に非ざれば政府は十分の調査を靈して明に其方向を指示し且つ其着手の順序を定めて十年に成らざれば二十年、二十年に成らざれば三十年、氣根強く初業を起て之を成就するの覺悟專要なる可し若しも然らず漠然と して永世の貿易場を定めず横濱築港の議ある傍に時と して東京灣築港の說あり或は更に大坂築港を論ずる者ある等姑息曖昧の間に過ぎ去らば人々今の開港場を以て一時の假住地と見做し所謂舊の落附かざる姿にて土地に公共の事業も起らず港場改良の爲めに謀りて不利の大なるものと云ふ可きなり左れば我が政府にても速に其調査を靈して東京大坂は果して築港の地ならざるを知らば其理由を告示して後來横濱神戸等を我が貿易の中心場と爲し隨て其中心場たるの準備を爲さゞる可らず斯くて中心場一定して築港の計畫も行き屆きたらば廣く萬國の船舶を引き寄せ之れに搭載する各種の貨物は一旦我が港場を經て夫れより四方に散ずるやう種々の仕法を設けざる可らず試に英國の事例を挙ずるに昔日世界貿易の中心たるリヴァプール港の如き港内を通ずるメルシー河は潮流頗る急激ゝして其干滿に因りて水面凡そ三十尺の高低を爲すが爲め船舶は安んじて港内に入ることを得ず是に於てか港民は種々の工風を廻らして築港の實を挙げんとし千八百七年商會は船渠築造の議を決して英國國會の實地調査を請求し國會にては トーマス・スチール氏を挙げて其調査委員と爲し 之れが氏は實地檢分の上、廣大なる船渠を作り中を清潔の如くして潮汐の時には水門を開て船を其中に出入せしめ干潮前に門を閉ぢて船の碇泊を安全にすることを可とし遂に其方案を實行して千八百十五年に第一船渠を作りたるもの即ち彼の大船渠の濫觴にして爾來今日に至るまで船渠の爲めに費したる所は一億六千六百五十萬圓餘なりと云ふ又彼の造船を以て有名なるグラスゴー府の如きも府内に横はるクライド河は今より五六十年前には幅百八十英尺深さ三英尺ばかりおりしに爾後千三百餘萬圓を費して今日は深さ二十英尺、幅四百五十英尺と爲し如何なる大船も入港して安んじて碇泊するみとを得るに至れり何れも英人が堅忍持久、其の商業上の國是も確定して思ひ出さずに忘れずに次第〳〵に手を靈して三尺潺々の小流を變じて一大港と爲すの氣根あるが爲めにして今日英國が貿港を有して世界の船舶を集むと云ふ其所謂貿港は決して天然の貿港に非ず數十年の人力を靈し始めて成就したる貿港にして其世界貿易の中心たるは天然地理の便利與りて大に力ありと雖も抑も亦その國民の剛邁不撓、身を以て百難を排するの勇氣あるに因らずんばあらず未だ人事を盡さずして徒に天を尤むるが如き英人の爲さゞる所、又我國の取らざる所なれば我國に於ても今日に及んで商業上確乎不拔の國是を定め後人をして據て以て法すべ〳〵其規模を廣めしむるの基礎を立てざる可らざるなり

## 官報

勅令第七十六號
御名御璽
明治二十三年五月十日
陸軍大臣　伯爵大山巌

陸軍屯田兵移住給與規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條　屯田兵移住給與規則ハ屯田兵移住ノトキハ支度料旅費日當駄賃トシテ左ノ金額ヲ支給ス（但海陸並ニ鐵道ニ據ル費用ハ官費トシテ變換ノ爲メ滯留スルトキハ實費ヲ給ス）一　支度料金二圓十五歳以上一人分、金一圓十五歳未滿一人分」二　旅費日當金三十錢七歳以上一日一人分七歳未滿ハ此半ヲ給ス」三　駄賃金二圓六十錢一戸一日馬二匹ノ割○第二條　旅費日當駄賃ノ給與方ハ左ノ各項ニ依ル」一　一日ノ里程ハ十里詰ヲ以テ算ス」二　十里以下ノ端里數ニシテ三里未滿ハ實費三里以上六里未滿ハ半額六里以上ハ全額ヲ給ス」三　十里以上ノ端里數ニシテ一里以上六里未滿ハ半額六里以上ハ全額ヲ給ス○第三條　屯田兵移住シタルトキハ家宅家具夜具農具種物扶助米及雜菜料ヲ支給ス○第四條　家具ハ現品ヲ以テ一戸ニ付左ノ如ク支給ス」一　鍋（大中小）各一箇」二　茶碗五箇」三　摺鉢一荷○第五條　夜具ハ現品ヲ以テ人員ニ應シ左ノ如ク支給ス」一　四布三布各一枚宛十五歳以上ノ者一人分」二　四布一枚十五歳未滿ノ者一人分」但七歳未滿ノ者ニハ支給セス○第六條　農具ハ現品ヲ以テ一戸ニ付左ノ如ク支給ス」一　鍬（大小）各一挺」二　唐鍬大二挺、小一挺」三　砥（荒砥中砥）各一箇」四　山刀一挺」五　鎌二挺」六　鎌一挺」七　鋸（大小）各一挺」八　鉞（柴苅草刈）各一梢」九　莚三十枚」十　簡籠三十箇」十一　麻振函（振板臺共）一箇」十二　塵芥桶一箇○第七條　種物ハ現品ヲ以テ一戸ニ付左ノ如ク支給ス」一　麻種子一斗」二　大麥一斗」三　小麥一斗」四　大豆一斗」五　小豆五升」六　馬鈴薯四斗」七　蕪菁紙四半枚○第八條　扶助米及雜菜料ハ三箇年間人員ニ應シ左ノ割合ヲ以テ之ヲ支給ス」一　米七合五勺十五歳以上及六十歳未滿ノ者一人一日分」二　米五合六十歳以上及十五歳未滿七歳迄同上」三　米三合七歳未滿同上」四　金一錢五厘十五歳以上及六十歳未滿ノ者同上」五　金一錢六十歳以上及十五歳未滿同上」六　金七厘七歳未滿同上○第九條　夜具扶助米及雜菜料給否ノ區別ハ左ノ各項ニ依ル」一　幾歳幾組出願等正當ノ理由アリテ戸籍ニ入ル者ニハ扶助米及雜菜料ニ限リ之ヲ給ス但移住前他ノ戸籍ニ入リ移住後復籍シタル者ハ總テ給ス其日ノ指令官又ハ其他ノ專居殘り他ノ際居殘り之ヲ給ス」四　及雜菜料ヲ給ス」五　住スル者ハ餘家由リ附籍セシ支給シ其他ノ屯田兵移著ノ時ノ整理交換等ハ其具及麻蒸場並ニ具ヲ屬ス○第十條　項ニ依ル」一　滿限ノ者ハ變チ徴收ス」二　料ハ凡テ官費者ハ凡テ自辨ス但中死スルトキ金七圓家族七滿ノ者

○内務省告示第
大坂藝娼妓許可
大坂府下
右出版物ハ風
頒布ヲ禁止ス
明治廿三年

○敍任及辭令
○明治二十三年五月

任帝國大學校記官
任女子高等師範學校
任第二高等中學校
任第二高等中學校
任女子高等師範
任陸軍工兵少佐
任陸軍工兵少佐
任陸軍工兵少佐
任陸軍工兵少佐
任陸軍工兵少佐
任陸軍工兵少佐
任陸軍工兵大尉
任陸軍工兵大尉
任陸軍工兵大尉
任陸軍工兵大尉
任陸軍工兵大尉
任陸軍輜重兵少尉
任陸軍輜重兵少尉
任陸軍輜重兵少尉
任陸軍輜重兵少尉
任陸軍輜重兵少尉
任陸軍輜重兵少尉
任陸軍輜重兵少尉
任陸軍輜重兵少尉
任陸軍輜重兵少尉
任陸軍輜重兵少尉
任陸軍三等獸醫
任陸軍三等獸醫
任陸軍三等獸醫
任陸軍三等獸醫
任二等軍醫
任二等軍醫
任二等軍